（無線局運用規則の一部改正）

第四条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（監視制御機能及び保守運用体制）	（監視制御機能及び保守運用体制）
第百三十七条の二　［略］	**第百三十七条の二**　［同上］
2　前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム、設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（携帯無線通信を除く。）又は同条第十五号に規定するローカル５Ｇの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用する。この場合において、同項第二号⑴中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」とあるのは、「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。	2　前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム又は設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用する。この場合において、同項第二号（1）中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」とあるのは、「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第五条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（人体にばく露される電波の許容値）	（人体にばく露される電波の許容値）
第十四条の二　人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。	**第十四条の二**　［同上］
一　無線局の無線設備（送信空中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。	一　［同上］

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
［⑴　略］			
⑵　携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
［⑶　略］			

［二・三　略］

［2～5　略］

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［⑴　同上］			
⑵　携帯無線通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局	［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］	［同上］
［⑶　同上］			

［二・三　同上］

［2～5　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。